平成２５年（フ）第２４４号
沖縄県那覇市泊３丁目16番地の７ライオンズマンション泊３丁目202
破産者　株式会社海邦コンサルタント
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２７４号
沖縄県那覇市首里山川町３丁目57番地
破産者　有限会社祐幸商事
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１３８号
滋賀県彦根市鳥居本町1281番地　２―104号、前住所滋賀県彦根市古沢町749番地13　101号
破産者　黒木　共生
１　決定年月日　平成26年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第３８８２号
大阪市生野区鶴橋２丁目14番17号
破産者　リカーショップキシダこと　岸田　常雄
１　決定年月日　平成26年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７９２号
大阪府寝屋川市高宮新町29番15号
破産者　半下石　薫
１　決定年月日　平成26年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８７７号
大阪市港区磯路２丁目16番22号　貴和ビル201号
破産者　鈴木　克洋
１　決定年月日　平成26年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７５号
奈良県生駒市壱分町575番地２
破産者　中田　真一
１　決定年月日　平成26年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１１９号
奈良県橿原市中曽司町288番地の１　サンフェアリーⅡ308号室、前住所奈良県橿原市曲川町５丁目14番21号
破産者　清水　直樹
１　決定年月日　平成26年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１３２号
奈良県大和高田市大字出204番地10、前住所兵庫県明石市田町１丁目９番16―903号
破産者　辻窪　カナ（開始決定時の氏名田中カナ）
１　決定年月日　平成26年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２７１号
奈良県香芝市真美ヶ丘６丁目９番19―102号
破産者　中西　克己
１　決定年月日　平成26年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第９１４号
北海道石狩市花川南５条３丁目92番地１　第６グリーンマンション201号、開始決定時の住所北海道石狩市花川北３条３丁目14番地　緑苑11―４
破産者　出倉　信子
１　決定年月日　平成26年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４３２号
札幌市南区川沿12条４丁目６番50号　サンコーハイツＡ―Ｃ号
破産者　山口　重義
１　決定年月日　平成26年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０９９号
札幌市中央区南14条西６丁目５番16―1008号
破産者　菊地浩一郎
１　決定年月日　平成26年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４９４号
愛知県日進市岩崎町竹ノ山149番地506
破産者　加藤　　勇
１　決定年月日　平成26年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４７５号
愛知県春日井市若草通５丁目80番地　ＭａｓｔＴｏｗｎ若草通Ａ201号、開始決定時の住所愛知県春日井市中央通２丁目49番地　グローリアス春日井中央通407号室
破産者　廣末　正俊
１　決定年月日　平成26年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５２０号
名古屋市昭和区駒方町２丁目52番地　リバーエイト駒方402号
破産者　森島　稚登
１　決定年月日　平成26年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７０２号
名古屋市中川区中島新町４丁目1510番地　さくらマンション中川405号
破産者　大橋　友子
１　決定年月日　平成26年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７６２号
愛知県常滑市小鈴谷字北山下56番地
破産者　石川　忠晴
１　決定年月日　平成26年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４８３５号
大阪市浪速区恵美須西２―10―11　ペントハウス恵美須402号、開始決定時の住所大阪府堺市中区大野芝町96番地１　ディオ・フェルティ初芝604号
破産者　中島　健博
１　決定年月日　平成26年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部